

10 ケアラー（介護者）の状況

総務省が2022年（令和4年）に行った調査によれば、県の15歳以上人口（約816万5千人）のうち、「仕事をしながら家族の介護をしている」と回答した人は約26万7千人（約3.4%）、無業者のうち「介護をしている」と回答した人は約18万8千人（約2.4%）でした。

表1-44 県内の就業状態別・介護の有無の状況（2022年）

分類 年代	有業者				無業者			
	介護をしている			介護をしていない	介護をしている			介護をしていない
	男	女	計	男女計	男	女	計	男女計
30歳未満	7,500	6,200	13,700	897,700	2,400	4,400	6,800	491,300
30～39歳	6,400	6,700	13,100	883,700	2,200	3,500	5,700	138,500
40～49歳	16,200	21,600	37,800	1,111,100	2,700	12,900	15,600	167,200
50～59歳	57,000	70,200	127,200	1,032,400	9,400	35,400	44,800	191,000
60～69歳	30,000	32,000	62,000	531,600	16,600	32,900	49,500	331,400
70歳以上	7,100	6,000	13,100	296,300	22,500	43,400	65,900	1,438,000
計	124,200	142,700	266,900	4,752,800	55,800	132,500	188,300	2,757,400
15歳以上人口に占める割合	(1.6%)	(1.8%)	3.4%	59.7%	(0.7%)	(1.7%)	2.4%	34.6%

（出典）総務省「令和4年就業構造基本調査」より県高齢福祉課作成

介護離職の状況

また、2022年（令和4年）時点で、過去1年以内に「家族の介護・看護のために離職した人」が県内に約8,500人いました。介護を理由に離職することのない環境づくりが求められます。

表1-45 県内の介護離職の状況（2022年）

介護・看護のため離職した人の数	8,500人(100%)
うち35歳～44歳の人	300人(3.5%)
うち45歳～54歳の人	1,600人(18.8%)
うち55歳～64歳の人	4,200人(49.4%)
うち65歳以上の人	2,400人(28.2%)

（出典）総務省「令和4年就業構造基本調査」より県高齢福祉課作成

ヤングケアラーの状況

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことで、社会全体で適切な支援が必要です。

文部科学省が行った全国調査によれば「世話をしている家族がいる」と答えた人の割合は、次のとおりでした。

表1-46 「世話をしている家族がいる」と答えた人の割合（全国）

	小学6年生	中学2年生	全日制高校2年生	定時制高校2年生相当	通信制高校生	大学3年生
調査数(n=)	9,759	5,558	7,407	366	445	9,679
いる	6.5%	5.7%	4.1%	8.5%	11.0%	6.2%
過去にいた						4.0%
いない	93.5%	93.6%	94.9%	89.9%	88.1%	89.8%
無回答		0.6%	0.9%	1.6%	0.9%	

（出典）文部科学省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和2年及び令和3年）より県高齢福祉課作成

11 地域資源の状況

地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センターは、高齢者をはじめとする地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、市町村において、将来的には中学校区ごとに1か所設置することを目指しつつ、地域の実情に応じた整備を行っているところです。

2023年（令和5年）4月1日現在の県内の設置数は375か所となっており、これは県内平均で、センター1か所当たりの65歳以上人口が約6,155人という状況となっています。

表1-47 県内の地域包括支援センターの設置状況

センター設置数 (a)	65歳以上人口 (b)	センター1か所あたりの 65歳以上人口	参考 中学校区
375箇所	2,308,366人	6,155.6	404

(出典) 県高齢福祉課調べ

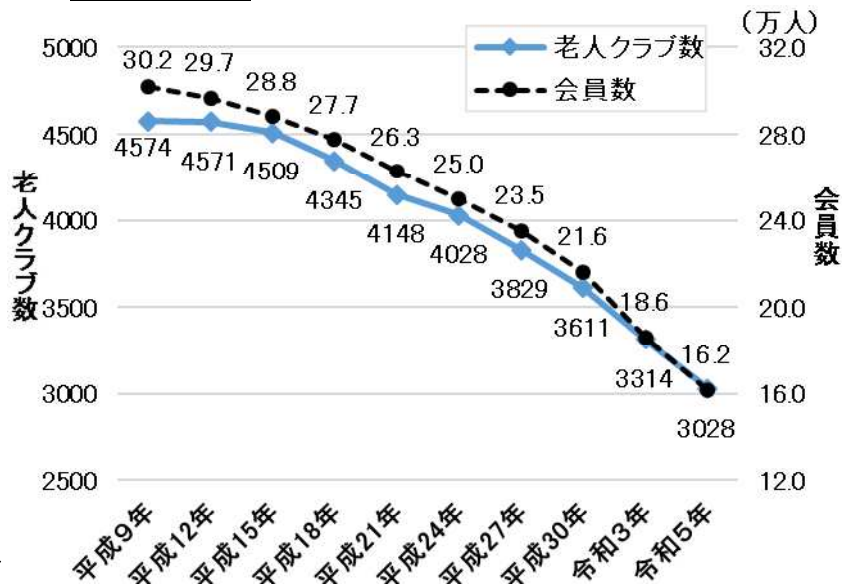
老人クラブの状況

平成9年～10年をピークに県内の老人クラブ数、会員数ともに減少が続いています。高齢化が進む中で、企業の定年年齢が上がっていることや、老人クラブ以外の趣味のクラブを楽しむ人も増えたことなど様々な要因が考えられます。

また、令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響も一因と考えられます。

(出典) 県高齢福祉課調べ

グラフ1-48 県内の老人クラブ数及び会員数の推移



友愛チームの状況

友愛チームは、老人クラブが中心となってチームを編成し、在宅で寝たきりの高齢者や、虚弱で独り暮らしの高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手となり、高齢者の孤独感を解消し、安心して日常生活が送れるよう支援しています。

「友愛訪問活動」は、神奈川県で始まり全国に広がっていったもので、地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

表1-49 県内の友愛チーム数の推移

区分	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)
チーム数	2,577	2,536	2,466	2,394	2,296	2,278

(出典) 県高齢福祉課調べ

住民主体の通いの場の状況

住民主体の通いの場は、地域の高齢者が集い、様々な活動を主体的に行うことで、生きがいづくり、健康づくりに取り組む場であり、未病改善に寄与しています。

地域介護予防活動支援事業を通して、県全体に通いの場の促進が図られています。

2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出制限の影響により参加者数が減少したと見込まれます。

表1-50 県内の住民主体の通いの場の状況

区分	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)
設置数	3,228箇所	4,548箇所	5,391箇所	4,099箇所	5,763箇所
参加者数	61,851人	89,309人	101,484人	71,233人	90,472人

(出典) 県高齢福祉課調べ

生活支援コーディネーター数の推移

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、県内全市町村において、第1層は市町村区域、第2層は日常生活圏域（中学校区等）に配置されており、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行っています。

表1-51 県内の生活支援コーディネーター数の推移

区分	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)
第1層	65人	74人	78人	78人	77人	77人
第2層	277人	365人	450人	450人	473人	498人

(出典) 県高齢福祉課調べ

第1章 計画の概要

第2節 神奈川県の高齢者を取り巻く状況

第2章 施策の展開

序論 地域共生社会の実現に向けて

施策体系図

ロジックツリー

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

第4節 介護保険サービス等の

適切な提供とその基盤づくり

第5節 市町村が行う取組の支援施策

序論 地域共生社会の実現に向けて

- 本県の人口は明らかに減少局面に入り、超高齢社会や本格的な人口減少社会など予測していた社会が現実のものとして到来しています。これまでは団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年を目指して取組を進めてきましたが、いわゆる団塊ジュニアが65歳以上となる2040年に向け、支援や介護が必要な高齢者が増えると同時に、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されます。その一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が一層重要となります。
- また、高齢化のピークを迎える時期やスピード、医療介護の資源の状況は県内でも地域によって異なることから、地域の実情に合わせた対応が求められています。
- 家族のあり方が多様化し、高齢化が進む中、高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯や育児と介護に同時に直面する世帯など、課題が複合化していて、各分野別の支援では適切な解決策を講じることが難しいケース（いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」など）も増えてきています。
- 「こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」であるケアラーへの社会的な支援が一層必要となっています。家族の介護を理由にやむなく仕事を辞めてしまう「介護離職」、また近年では「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちの存在も明らかになってきています。年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援することが必要です。
- 令和2年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が公布され、「断らない相談支援」など、複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）が制度化されました。（令和3年度から市町村による「手上げ」方式で実施）
- 地域包括ケアシステムは高齢者を対象とした制度ですが、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方や地域づくりに関する取組は、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。
- この計画では、当事者目線に立ち、誰も取り残さない、誰もがその人らしく暮らすことのできる、ともに生きる社会の実現を、各施策を推進する上での共通理念として取り組みます。

キーワード 地域共生社会

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいいます。（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」より）

トピック **ともに生きる社会かながわ憲章**

平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、障害者に対する偏見や差別的思考から 19 名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生し、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、県では平成 28 年 10 月 14 日に、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを「ともに生きる社会」の実現を目指す県政の基本的な理念としました。

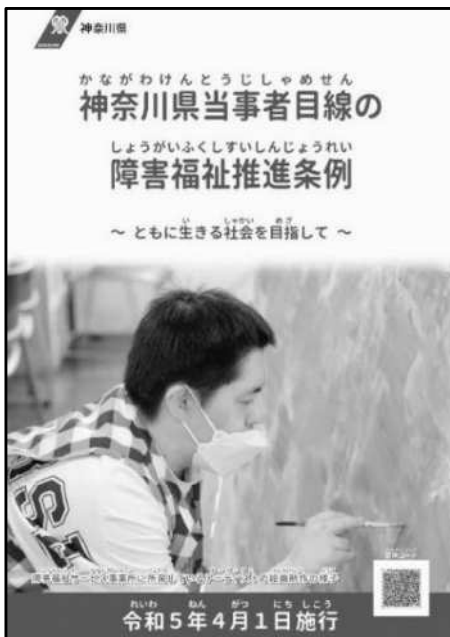
- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます



トピック **神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～**

「ともに生きる社会かながわ憲章の理念が浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を支える当事者目線のサービス基盤の整備が進んだ地域共生社会」を念頭に、中長期的な視点から議論を重ね、今後、全ての障害当事者が障害を理由とする、いかなる差別及び虐待を受けることなく、本人の望む暮らしを実現することができる、「ともに生きる社会かながわ」を形作っていくためには、当事者目線の障害福祉の理念や目的、責務等を市町村や事業者、県民と共有することが必要であり、県議会の議決を得る条例が最も効果的であると考え、令和 4 年 9 月 7 日「令和 4 年神奈川県議会第 3 回定例会」に条例案を提出し、同年 10 月 14 日に可決、同月 21 日に公布、令和 5 年 4 月 1 日に施行となった、本県では 12 年ぶりの自主政策条例です。

なお、条例の題名は「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」ですが、当事者目線の障害福祉を推進し、もって地域共生社会を目指すという条例の趣旨を県民に分かりやすく伝えるため、条例の周知啓発を行う際には、必ず、副題として「ともに生きる社会を目指して」を付すこととしています。



基本理念（大切にすること）

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障害者が自己決定できるようにすること
- ・ 障害者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障害者の可能性を大切にすること
- ・ 障害者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること

県ホームページ

条例の詳細はこちら 



施策体系図

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進	主要施策1 地域包括支援センターの機能強化
	構成施策① 地域包括支援センターの円滑な運営 構成施策② 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施
	主要施策2 医療と介護の連携の強化
	構成施策① 地域における連携強化の取組の推進 構成施策② 在宅医療体制の充実
	主要施策3 地域での支え合いの推進
	構成施策① 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供 構成施策② 住民参加による地域での支え合いの推進 構成施策③ 地域で支えるための人材の育成と体制づくり 構成施策④ 多世代居住のまちづくり
主要施策4 NPO・ボランティア等との協働	
構成施策① NPO・ボランティア等の活動の促進 構成施策② NPO等との協働	
主要施策5 ケアラー（介護者）への支援	
構成施策① ケアラーを支えるネットワークの構築 構成施策② ケアラーへの支援の推進 構成施策③ ケアラーに関する広報の充実	
主要施策6 多様な住まいの確保	
構成施策① 高齢者向け住宅の整備 構成施策② 高齢者等の居住支援の推進 構成施策③ 住宅改修・福祉用具利用の相談体制の充実	
柱2 支える取組の推進 高齢者の尊厳を	主要施策1 高齢者虐待防止対策の推進
	構成施策① 高齢者虐待防止の取組の推進 構成施策② 拘束なき介護の取組の推進
	主要施策2 権利擁護のしくみの充実
	構成施策① 地域包括支援センターによる権利擁護の取組 構成施策② 神奈川県社会福祉協議会による権利擁護の取組 構成施策③ 成年後見制度の利用促進 構成施策④ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

柱3 安全・安心な地域づくり	主要施策1	地域における見守り体制の充実
	構成施策①	訪問活動の充実
	構成施策②	福祉サービスの提供に際しての安否確認
	構成施策③	地域見守り活動の推進
	主要施策2	バリアフリーの街づくりの推進
	構成施策①	みんなのバリアフリー街づくり条例の推進及び普及啓発
	構成施策②	福祉有償運送等の推進
	構成施策③	道路や公共交通機関のバリアフリー化
	構成施策④	都市公園施設のユニバーサルデザイン化
	主要施策3	事故や犯罪被害などの防止
	構成施策①	交通安全対策の充実
	構成施策②	防犯対策の推進
	構成施策③	高齢者の消費者被害の未然防止と救済
	構成施策④	犯罪被害者等への支援
	主要施策4	災害時の要配慮者への支援の推進
	構成施策①	要配慮者への支援体制の整備

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

柱1 未病改善の取組の推進	主要施策1	地域の多様な主体による「介護予防事業」の推進
	構成施策①	自立支援・重度化防止に向けた取組の推進
	主要施策2	健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組
	構成施策①	地域における健康づくりの推進
	構成施策②	地域の食生活の改善
	構成施策③	こころの健康づくりの推進
	構成施策④	歯及び口腔の健康づくりの推進と口腔ケアの充実
	構成施策⑤	未病改善の推進
	構成施策⑥	地域リハビリテーション支援体制の推進
	構成施策⑦	特定健康診査・特定保健指導の推進
	構成施策⑧	後期高齢者医療制度の円滑な運営
構成施策⑨	「健康団地」の取組	

柱2	主要施策1	地域共生社会の実現に向けた活動への支援
	構成施策①	人生100歳時代の設計図の取組の推進
	構成施策②	老人クラブ活動の推進
	構成施策③	ボランティア活動等の推進
社会参画の推進	構成施策④	情報アクセシビリティの推進
	主要施策2	就業に対する支援
	構成施策①	中高年齢者の就業支援の推進
	構成施策②	シルバー人材センター事業の支援
柱3	主要施策1	生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進
	構成施策①	生涯学習・文化活動への支援
	構成施策②	生涯スポーツへの支援
	構成施策③	学習やスポーツ活動、交流体験の場の提供
学生生涯にわたる文化活動・スポーツの推進		

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

柱1	認知症施策の総合的な推進	主要施策1	認知症の人に関する理解の増進等
		構成施策①	認知症に関する理解促進
		構成施策②	認知症の人本人からの発信支援
		主要施策2	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
		構成施策①	「認知症バリアフリー」の推進
		構成施策②	地域での見守り体制の整備
		主要施策3	認知症の人の社会参加の機会の確保等
		構成施策①	認知症に係る経験等を共有することができる機会、社会参加の機会の確保
		構成施策②	若年性認知症の人への支援
		主要施策4	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
		構成施策①	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護の取組
		主要施策5	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
		構成施策①	早期発見、早期診断及び早期対応、医療提供体制の整備
		構成施策②	保健・医療・福祉の連携強化、医療従事者等の認知症対応力向上の促進
		構成施策③	介護サービスの基盤整備・介護従事者の認知症対応力向上の促進
		構成施策④	認知症の人の介護者の負担軽減の推進
		主要施策6	相談体制の整備等
		構成施策①	認知症の人や家族の相談体制の整備及び支え合いの充実
		主要施策7	認知症未病改善の推進及び調査研究等
		構成施策①	軽度認知障害（MCI）への取組
		構成施策②	認知症未病改善の推進

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

柱1 介護保険サービス等の 適切な提供	主要施策1	介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営
	構成施策①	介護保険サービスの適切な提供
	構成施策②	介護保険制度の円滑な運営
柱2 保健・医療・福祉の人材の 養成、確保と資質の向上	主要施策2	安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実
	構成施策①	低所得者の負担への配慮
	構成施策②	介護保険審査会の運営
	構成施策③	介護サービス事業者の適切な指定及び指定更新
	構成施策④	介護サービス事業者等に対する指導・監査の強化
	構成施策⑤	介護サービス情報の公表・提供によるサービス選択への支援
	構成施策⑥	介護サービス評価制度の普及
	構成施策⑦	相談・苦情対応体制の充実
	主要施策1	人材の養成
	構成施策①	県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成
構成施策②	介護職員等の養成	
構成施策③	看護師等の専門人材の養成	
構成施策④	介護認定調査員等、介護サービス相談員の養成	
主要施策2	人材の確保・定着対策の充実	
構成施策①	保健・医療・福祉分野への参入促進	
構成施策②	看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付	
構成施策③	福祉・介護人材のキャリア形成の支援	
構成施策④	福祉・介護人材の安定的な確保対策	
構成施策⑤	福祉・介護人材の定着の促進	
主要施策3	人材の資質の向上	
構成施策①	介護職員の資質の向上	
構成施策②	介護支援専門員の資質の向上	
構成施策③	職能団体と連携した専門人材の資質の向上	
構成施策④	介護サービス相談員等の資質の向上	

柱3 介護サービス提供基盤の整備	主要施策1 介護保険施設等の整備
	構成施策① 地域密着型サービス等のサービス基盤の整備 構成施策② 介護保険施設の整備促進と在宅介護支援体制の整備 構成施策③ 短期入所施設の整備 構成施策④ 軽費老人ホームの整備等 構成施策⑤ 養護老人ホームの整備等
	主要施策2 施設におけるサービスの質の向上
	構成施策① 特別養護老人ホームの居住環境の改善 構成施策② 拘束なき介護の取組の推進（再掲） 構成施策③ 介護サービス評価制度の普及（再掲） 構成施策④ 質の高い介護サービス事業所の認証・表彰
	主要施策3 介護サービス事業所における災害や感染症への対応力の強化
	構成施策① 高齢者福祉施設等における防火対策の推進及び防災体制の強化 構成施策② 災害発生時の被災状況把握のための体制整備及び被災施設に対する支援 構成施策③ 高齢者福祉施設等の感染症対策の充実

柱4 介護現場の革新	主要施策1 介護現場の生産性向上
	構成施策① 介護ロボット・ICTの導入推進 構成施策② 文書負担軽減の取組
	主要施策2 エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上
	構成施策① 介護ロボット等の活用による適切なケアの実施 構成施策② 介護現場でのICTの導入の促進

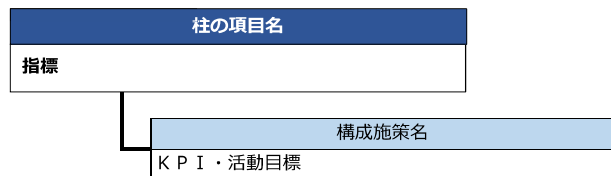
第5節 市町村が行う取組の支援施策

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援	主要施策1 データを活用した地域分析支援
	構成施策① データを活用した地域分析支援
	主要施策2 自立支援・重度化防止の支援
	構成施策① 自立支援・重度化防止の支援
	主要施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援
	構成施策① 地域包括ケアを担う人材の育成

柱2 取組の支援 介護給付の適正化への支援	主要施策1 介護給付の適正化の推進
	構成施策① 介護給付の適正化の推進

ロジックツリー

凡例



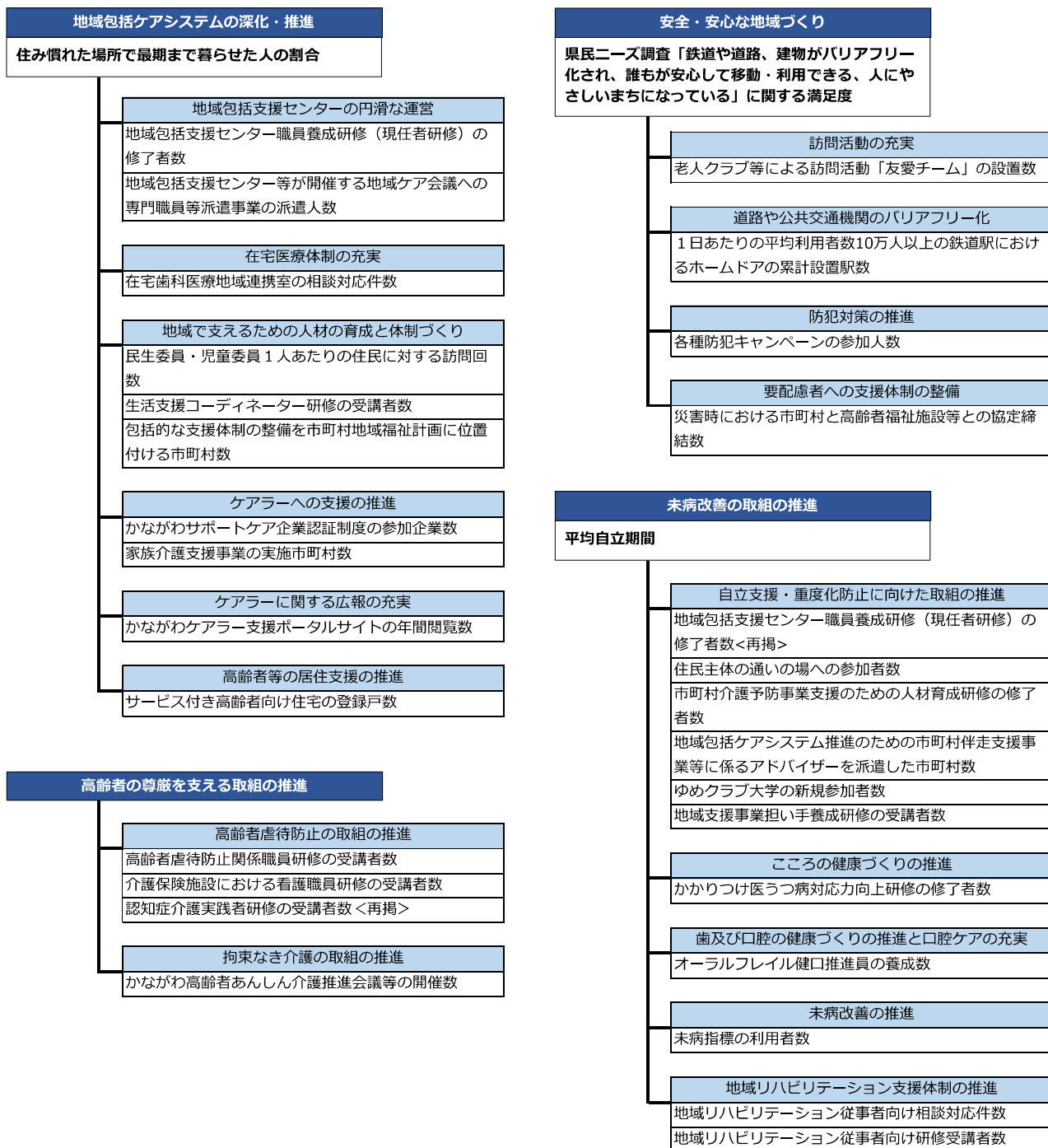
【指標】

柱の達成度を象徴的に表す数値を、参考を示しています。県民や企業、団体、行政などの多様な主体による活動や、社会・経済状況など様々な要因によって変動する可能性があります。

【KPI（重要業績評価指標）】

Key Performance indicator の略称で、実施した施策・事業の進捗状況や達成の度合いを測るため、毎年度の目標値を示しています。

県の取組による直接的な成果のほか、県の取組が間接的に影響し達成される成果もあります。



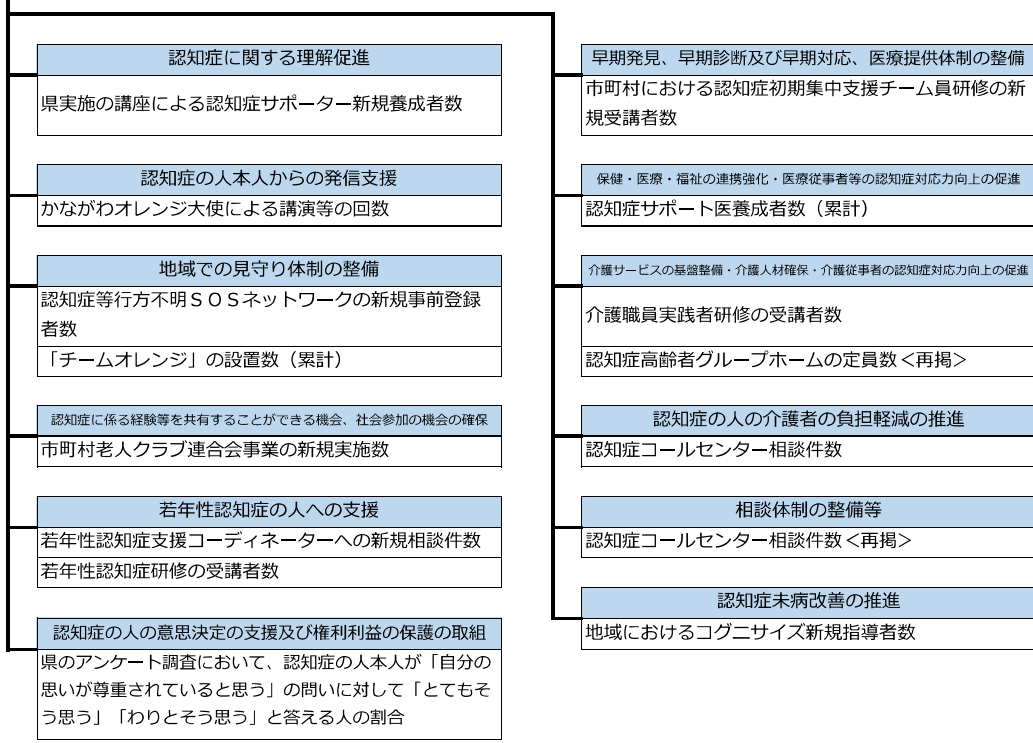
社会参画の推進
長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている人の割合

- 老人クラブ活動の推進
老人クラブ等による訪問活動「友愛チーム」の設置数
- 中高年齢者の就業支援の推進
「シニア・ジョブスタイル・かながわ」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率

生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

- 生涯学習・文化活動への支援
共生共創事業の参加者（出演者、観覧者等）の満足度

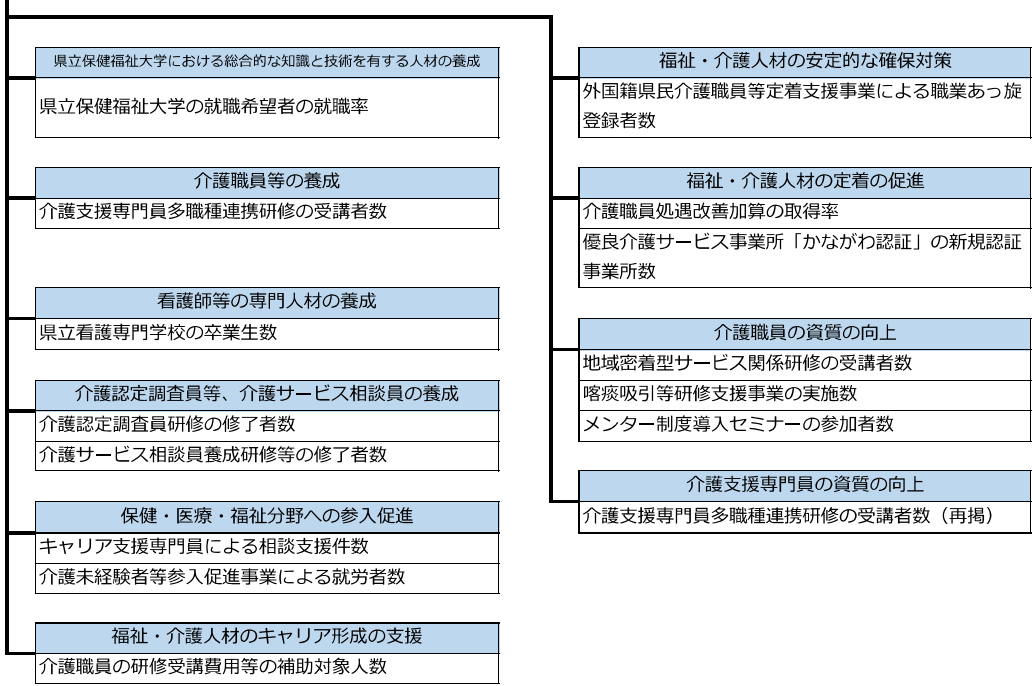
認知症施策の総合的な推進
県のアンケート調査において、認知症の人が「周りのすべての人が、認知症を正しく理解してくれている。」と答える割合



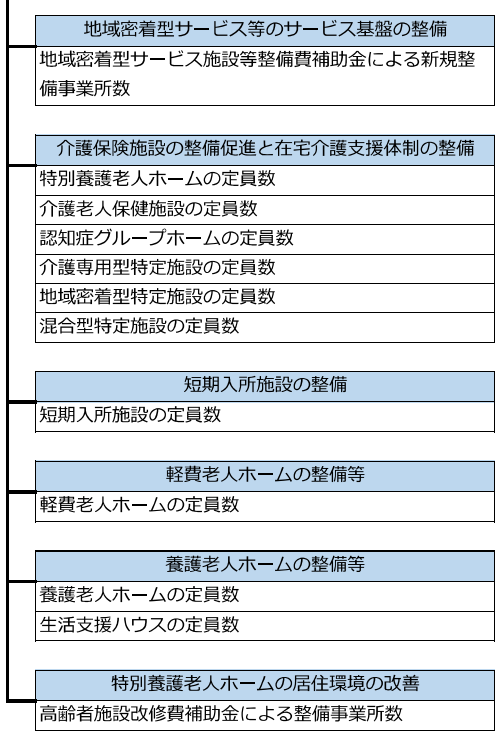
介護保険サービス等の適切な提供

- 相談・苦情対応体制の充実
介護サービス相談員派遣事業を実施する市町村数

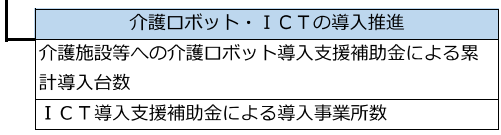
保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上
事業所における介護労働実態調査「従業員の過不足の状況」の問いに「不足感がある」と回答した事業所の割合



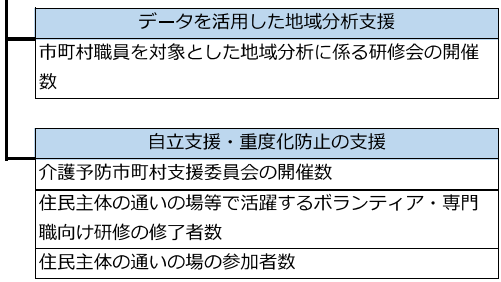
介護サービス提供基盤の整備
特別養護老人ホームのユニット化率



介護現場の革新
介護報酬において、データに基づき質の高いサービスを提供する事業所が取得する「科学的介護推進体制加算」の取得率



自立支援・重度化防止の取組の支援
第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合



介護保険給付適正化の取組への支援
適正化主要3事業の県内市町村における実施率

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らすことができるよう、介護が必要な高齢者に対しては、介護保険サービスをはじめ、様々な保健福祉サービスを適切に組み合わせるなど、効果的なサービスを提供することが必要です。
- 一人暮らしや健康に不安があるなど、支援を必要とする高齢者には、自立した生活を支援するサービスを提供することが必要です。
- これらのサービスの提供に当たっては、関係機関やボランティアなどが連携を図り、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的に支え合う地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。
- いわゆる「ダブルケア」や「8050問題」のほか、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもの存在等、ケアの必要な人を無償で支援する家族への支援が一層求められる事例が明らかになってきています。課題が複合化し、介護分野の地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められています。
- 医療や介護を必要とする高齢者の心身の状態に即した適切なサービス提供を切れ目なく行うため、医療と介護の連携を強化する必要があります。

目指すべき方向性

- 地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの体制や機能を強化します。
- 保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携・協働体制を強化し、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域における高齢者の自立した生活のための支援や、介護者への支援を行います。
- 地域における包括的・継続的なケアを行うため、地域における医療と介護の連携を強化するための取組を進めます。
- 地域の見守り活動や買い物弱者への生活支援などに高齢者も担い手として参加するなど、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。
- 介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

指標

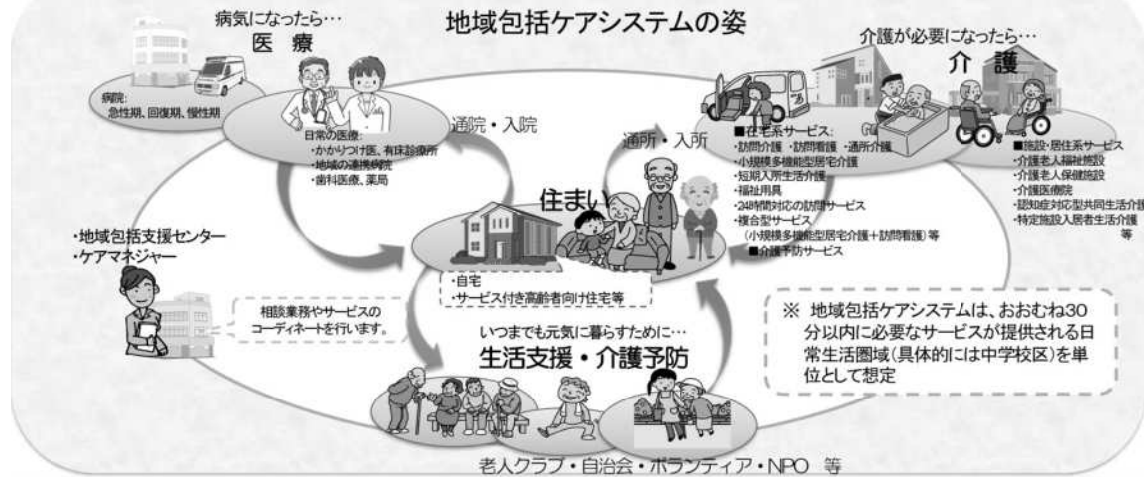
	指標	現状	目標
	住み慣れた場所で最期まで暮らせた人の割合	2021年 36.7% (令和3年)	2027年 57.7% (令和9年)
指標の考え方	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、心身の状態に即して医療・介護サービスを切れ目なく提供する必要があります。</p> <p>そこで、医療と介護の連携の強化や地域包括支援センターの機能強化などの施策を着実に進めていくことで、2021年の実績を基準に、住み慣れた場所で最期まで暮らせた人の割合を年3.5%ずつ増やすことをめざし、2027年に57.7%とすることを目標とします。</p>		

キーワード 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみです。

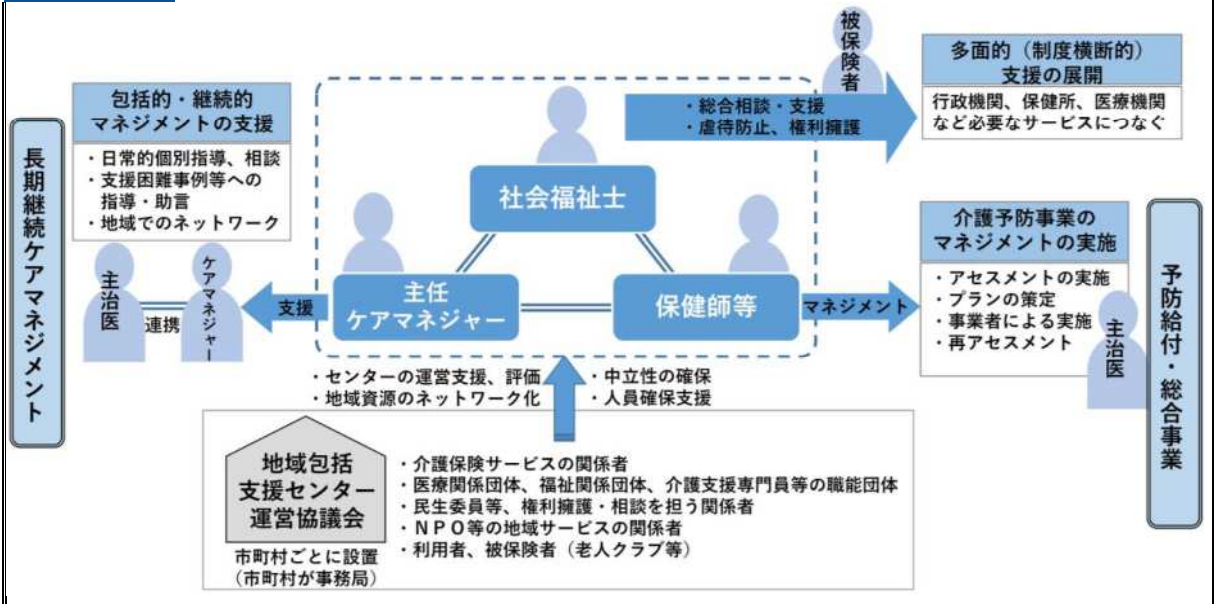
今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

地域包括ケアシステムは、市町村や県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



（出典：厚生労働省 令和5年8月30日 社会保障審議会介護給付費分科会（第222回）資料）

キーワード 地域包括支援センター



【地域包括支援センターが担う役割】

地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、

- ① 介護状態となることを防止するための介護予防事業のマネジメント
- ② 介護保険外のサービスを含む、高齢者等や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 高齢者等に対する権利擁護事業
- ④ 支援困難事例への対応など、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

の4つの事業に加え、住まいの支援や見守り等の生活支援を、地域において一体的に実施する役割を担います。

また、在宅医療・介護の連携強化や認知症施策の推進、地域ケア会議の推進等を図る中で、地域包括支援センターの更なる機能強化に取り組みます。

主要施策1 地域包括支援センターの機能強化

高齢者とその家族・介護者が抱える様々な課題に対して適切に対応できるよう、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの機能を強化するとともに、様々な機関やボランティア等が連携を図りながら、高齢者自らも参加し、包括的・継続的な支え合いを行う地域包括ケアシステムの構築を一層推進することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 地域住民に対する包括的・継続的支援が行えるよう、地域包括支援センターの機能を強化します。
- ◇ 高齢者とその家族・介護者が抱える複合的な課題に当事者目線で適切に対応できるよう、地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉の関係機関や団体等のネットワークの構築を図ります。
- ◇ 地域ケア会議の内容の充実に向けて支援します。

構成施策① 地域包括支援センターの円滑な運営

- 市町村は、人口規模や地域における保健福祉サービスなどの社会資源の状況等を踏まえ、日常生活圏域（概ね中学校区）を単位に、地域の実情に応じて地域包括支援センターを設置しています。また、基幹型や認知症等の機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担や連携強化を図っています。
- 地域包括支援センターや市町村は、医療・介護・福祉等の関係者による「地域ケア会議」を開催し、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行います。
- 県は、地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、広域的な課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」を開催します。また、市町村の個別の課題やニーズに応じた伴走支援や、地域包括支援センター職員研修の実施のほか、地域における医療と介護等連携に係るネットワークづくりを支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
1	地域包括支援センター職員等養成研修 (県・指定都市)	地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技能を習得するための研修を実施します。
2	地域ケア多職種協働推進事業(県)	地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携のための広域的な課題の抽出やその対応策等の検討を行い、市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。 市町村へリハビリテーション専門職や学識経験者等を派遣し、具体的な助言を行うとともに、医療や介護の専門職を対象に、在宅療養者支援について多職種協働のための研修を実施します。
3	地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業(県)	地域包括ケアシステムを推進するため、市町村が抱える地域支援事業等の施策や庁内連携、多職種連携等の課題に対し、有識者とともに個別支援を行う伴走支援事業を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域包括支援センター職員養成研修 (現任者研修)の修了者数	176人	200人	200人	200人	200人
地域包括支援センター等が開催する地域 ケア会議への専門職員等派遣事業の 派遣人数	69人	80人	90人	90人	90人

キーワード 地域ケア会議

地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

地域包括支援センターでの開催
(高齢者の個別課題の解決)

- 多職種の協働による個別ケース(困難事例等)の支援を通じた
 - ① 地域支援ネットワークの構築
 - ② 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
 - ③ 地域課題の把握
 などを行う。

《主な構成員》
自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他必要に応じて参加
※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加

地域課題の把握

地域づくり・資源開発

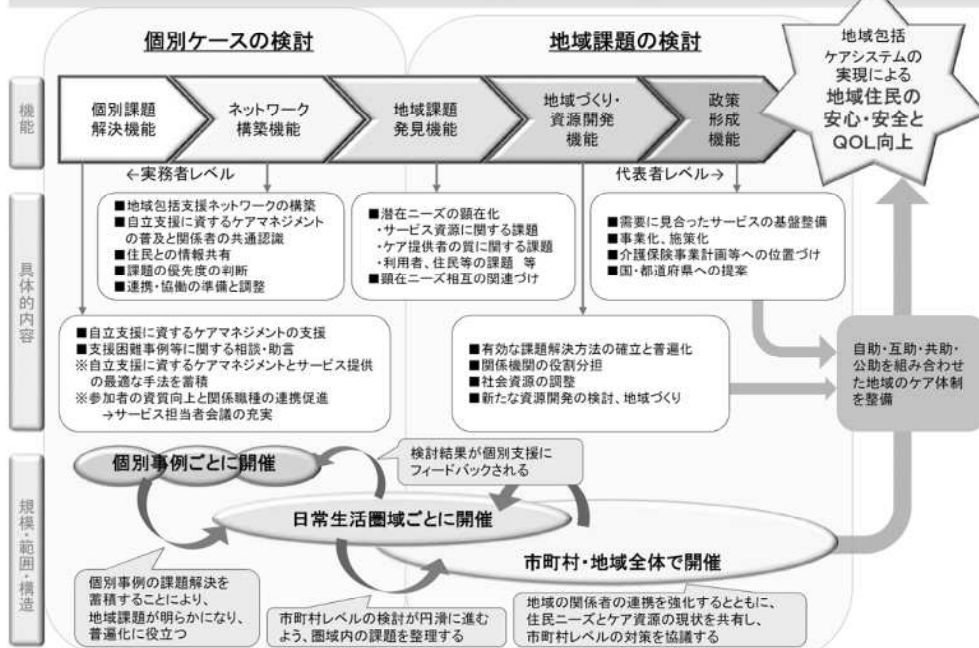
政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

市町村での開催

(地域課題を解決するための社会基盤の整備)

「地域ケア会議」の5つの機能



※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

(出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」)

構成施策② 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施

- 地域包括支援センターは、高齢者や家族に対する支援のワンストップサービスの拠点として、地域支援事業である総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。
- 地域における見守り、保健・医療・福祉、権利擁護等についての様々な関係機関やボランティア等との連携を図り、ネットワークの構築に取り組みます。
- 2020年（令和2年）の社会福祉法改正により創設された重層的支援体制整備事業においても、地域包括支援センターは「断らない相談支援」の中心的な役割を果たすことが期待されます。
- 県は、地域支援事業の費用の一部を負担するほか、地域の関係機関をつなぐコーディネート機能を強化するとともに、高齢者や家族が抱える複合的な課題にも適切に対応できるように、市町村を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
4	総合相談支援事業 (市町村)	地域の高齢者とその家族が必要とする支援を把握し、適切なサービス、機関、制度の利用につなげていくため、 ①保健・医療・福祉等の様々な関係者とのネットワークの構築 ②高齢者の心身の状況、家庭環境等の実態の把握 ③本人や家族等からの相談を受け、適切な機関等につなげるなどの総合相談支援を行います。
5	介護予防ケアマネジメント事業(市町村)	市町村が把握した要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、介護予防事業を含めた適切なサービスが提供できるよう、必要な援助や調整を行います。
6	権利擁護事業 (市町村)	高齢者への身体・精神面、財産面の権利侵害に対する総合的な相談窓口として、権利擁護相談や支援を行います。
7	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (市町村)	要介護者、要支援者及び要支援となるおそれのある者が継続的・包括的なケアを受けることができるよう、保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携を強化するための取組を行います。 また、地域包括支援センターに配置される主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)を中心に、地域の介護支援専門員が要介護者や要支援者に対して適切なサービスの提供を目指したケアプランを作成できるよう、介護支援専門員への情報提供や指導・助言等を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域包括支援センター職員等養成研修(県・指定都市)	44	1
地域ケア多職種協働推進事業(県)		2
地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業(県)		3
生活支援コーディネーター研修(県)	56	15
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における通いの場への伴走支援事業(県)	85	94

キーワード 重層的支援体制整備事業

市町村において、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、2020年（令和2年）の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、2021年（令和3年）4月から施行されました。

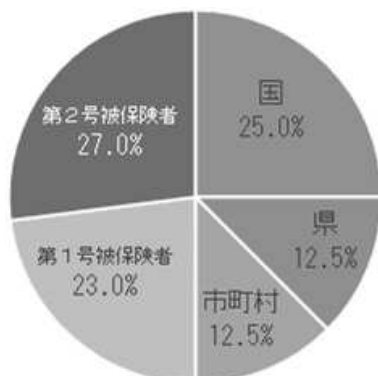
重層的支援体制整備事業は、市町村の任意事業であり、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっています。

キーワード 地域支援事業

市町村は、被保険者が要介護状態等になることを防止し、要介護状態になった場合でもできるだけ地域において自立した生活を営むことができるよう、地域支援事業を実施します。

区分	事業	
必須事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活サービス事業 〔要支援者に対する訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント〕
		一般介護予防事業（住民主体の通いの場など）
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営 〔介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメント支援、地域ケア会議〕
		在宅医療・介護連携の推進
		認知症施策の推進 （認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等）
	生活支援サービスの体制整備 （生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等）	
任意事業	介護給付等費用適正化事業	
	家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業等、市町村が必要と認める事業	

介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成



包括的支援事業の財源構成



（注1）第1号被保険者……65歳以上の被保険者。介護保険料を市町村に納付。

（注2）第2号被保険者……40歳以上65歳未満の被保険者。介護保険料は医療保険料と併せて納付。

地域支援事業に要する費用の見込み

区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	合計
地域支援事業		調整中			
介護予防・日常生活支援総合事業					
包括的支援事業					

主要施策2 医療と介護の連携の強化

医療や介護が必要な高齢者に対して、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行うため、医療と介護の連携を強化します。

主要施策の方向

- ◇ 地域における保健・医療・福祉の関係機関や団体等の連携を強化する取組を進めます。
- ◇ 医療に係る専門的・技術的な対応が必要な事項や、広域的な連携が必要な事項に関する市町村支援を推進します。
- ◇ 在宅医療施策や訪問看護の充実を図ります。

構成施策① 地域における連携強化の取組の推進

➤ ケアマネジメント等に関する連携強化の取組

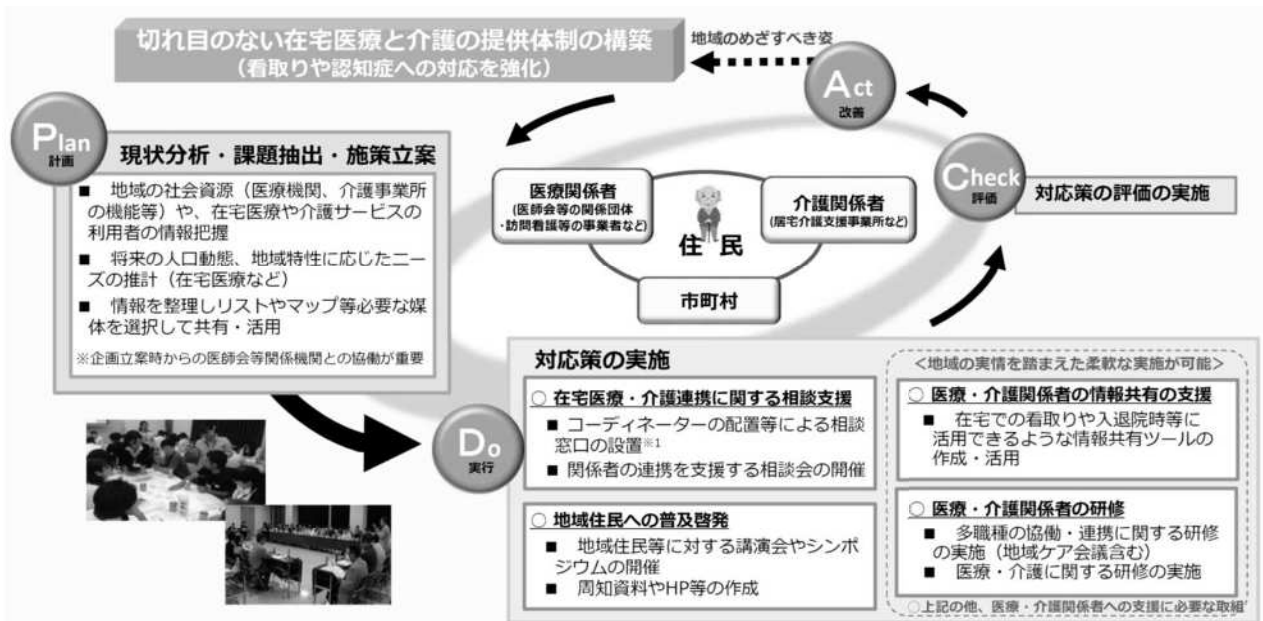
介護保険サービス等のケアマネジメントにあたって、包括的・継続的なケアを行うため、地域において主治医と介護支援専門員等との連携を強化する必要があります。

県は、介護支援専門員の養成や資質向上のための研修等による連携強化に取り組めます。

➤ 市町村における医療と介護の連携

市町村は、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、地域資源の把握、課題の抽出、地域住民への普及啓発、相談支援等に取り組めます。

県は、県全体及び県保健福祉事務所等の圏域で、「地域包括ケア会議」を開催するとともに、市町村や関係機関との情報交換・好事例の紹介等により、医師会等とも連携しながら、市町村の取組を支援します。



(出典：厚生労働省 令和5年8月30日 社会保障審議会介護給付費分科会(第222回)資料)

➤ **情報通信技術（ICT）を活用した地域医療介護連携ネットワークの構築**

地域医療介護連携ネットワークは、患者の同意を得た上で、医療介護の関係機関間において医療情報を電子的に共有・閲覧できる仕組みです。

適切な医療・介護サービスを県民に提供するために、地域医療介護連携ネットワークの構築による医療情報の共有や、在宅における多職種連携の推進が有効です。

県では、医療機能の分化・連携を促進するため、情報通信技術（ICT）を活用した地域医療情報ネットワークの構築を進めています。

➤ **認知症に関する連携強化の取組**

県は、かかりつけ医等の医療従事者が、認知症を初期の段階で発見した際に、適切な支援が行えるよう、医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修や、かかりつけ医のアドバイザーとなる認知症サポート医の養成に取り組みます。

また、市町村は、認知症初期集中支援チームを設置し、医療と介護の連携のもとに、初期の段階で認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。

➤ **高齢者の口腔機能向上の推進**

高齢者の歯及び口腔の健康は、全身の健康の保持増進に寄与するとともに、生活の質の向上にも影響するため、継続的な歯科保健対策が必要です。

また、高齢者のオーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
8	在宅医療・介護連携推進事業(市町村)	地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出、地域住民への普及啓発、在宅医療・介護連携に関する相談支援等に取り組みます。
9	地域包括ケア会議の開催(県)	県全体及び県保健福祉事務所等の圏域で、市町村や関係機関との情報交換・好事例の紹介等を行い、市町村の取組を支援します。 特に、医療に係る専門的・技術的な対応が必要な、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築や、相談支援、関係市町村等の連携の取組は、医師会等と連携し、重点的に対応します。
10	在宅医療体制構築事業(県・民間)	県全体や地域の在宅医療に係る課題抽出等を行うとともに、県内の在宅医療従事者等の増加やスキルアップを目指し、訪問診療への同行研修や、座学研修を行います。また、医療従事者と介護従事者との連携強化等に対する支援を行います。

【主要事業・再掲分】

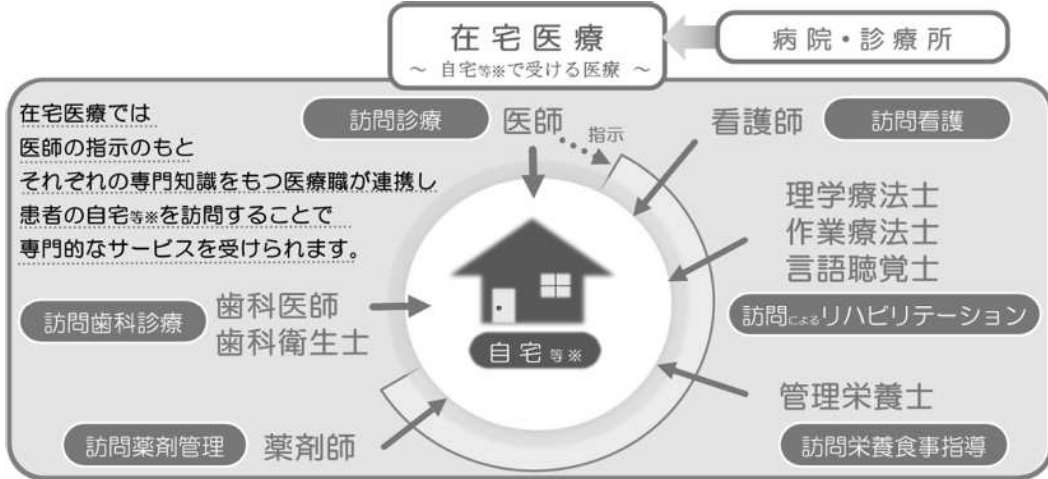
事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域ケア多職種協働推進事業(県)	44	2
在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業(県 *保健所設置市域除く)	89	106
オーラルフレイル健口推進員養成事業(県 *保健所設置市域除く)		107
オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業(県)		108
未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業(県)		109
認知症施策総合支援事業(県)	119	157
介護支援専門員の養成(県)	134	170
介護支援専門員の資質向上(県)		171

構成施策② 在宅医療体制の充実

在宅医療体制の充実を図るため、在宅医療施策や在宅歯科医療の推進、訪問看護の充実に取り組みます。

キーワード 在宅医療

在宅医療は、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、“住み慣れた地域で誰もが尊重され、その人らしい生活が実現できるような地域で支える”という地域包括ケアシステムの理念を推進するためには、不可欠の構成要素です。



(出典：厚生労働省ホームページ「在宅医療の推進について」)

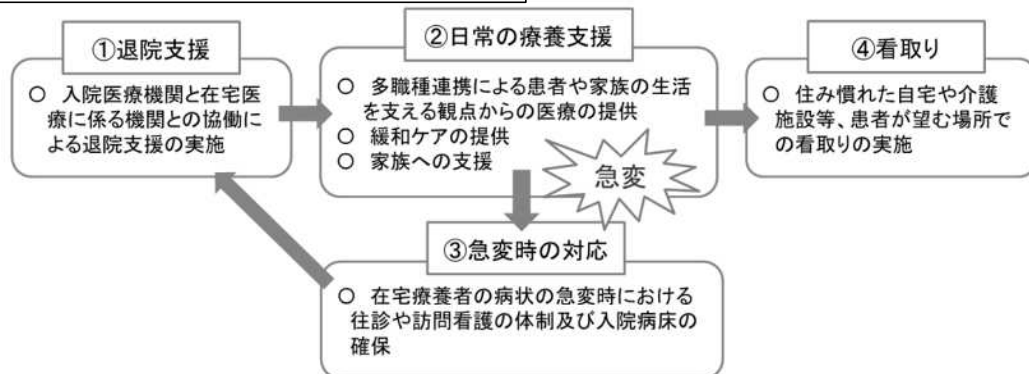
在宅医療は、患者のライフサイクルや健康状態の変化の中で起こりうる節目となる、以下の「4つの場面」を意識した取組や個別疾患への対応が必要であり、それぞれの現状と課題を整理し、対策を進めていくことが重要です。

また、今後さらに増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するためには、在宅医療を支える医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の従事者を確保・養成していくことに加え、在宅医療を支える多職種連携体制の強化が必要です。

【4つの場面】

場面	現状・課題
1 退院支援	スムーズな入退院の移行を行う必要があることから、適切な入退院支援の実施促進が課題
2 日常の療養支援	住み慣れた場所での在宅療養を継続していく必要があることから、訪問診療等（薬剤・歯科含む）の促進が課題
3 急変時の対応	容態急変時対応を行う必要があることから、24時間の往診や緊急入院受入の体制を継続的に確保していくことが課題
4 看取り	人生の最終段階における、患者が望む場所での看取りを行う必要があることから、在宅・施設での看取り体制を確保していくことが課題

在宅医療の提供体制に求められる医療機能



➤ **在宅医療体制の構築**

在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を設置し、課題の抽出や好事例の共有を行うとともに、在宅医療従事者の増加を目指し、訪問診療への同行研修や座学研修を行います。また、在宅医療を担う医師やかかりつけ医等、地域の医師による看取りに関する研修会を開催します。

加えて、切れ目のないリハビリテーション提供体制を構築するため、退院元の医療機関、退所元の介護老人保健施設等から訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所等の連携を促進します。

➤ **在宅歯科医療の推進**

在宅歯科医療に関わる地域の拠点として在宅歯科医療中央連携室及び地域連携室を設置し、在宅歯科診療を行っていない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入や、既に参入している歯科医療機関における在宅歯科医療の充実を促進します。

➤ **かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着**

厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン^{*}」に則した取組や、薬剤師が在宅医療に取り組むための教育研修を推進し、「かかりつけ薬剤師・薬局^{*}」の普及・定着を図ります。

キーワード	患者のための薬局ビジョン
2015年（平成27年）10月に厚生労働省が策定した、患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる2025年、更に10年後の2035年に向けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を提示したものの。	

キーワード	かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局
患者が使用する医薬品について、一元的かつ継続的な薬学管理指導を担い、医薬品、薬物治療、健康等に関する多様な相談に対応できる資質を有するとともに、地域に密着し、地域の住民から信頼される薬剤師・薬局。	

➤ **訪問看護の充実**

訪問看護の充実のため、質の高い看護人材を育成する研修事業等を実施します。

➤ **歯科衛生士・歯科技工士の人材養成・確保**

歯科衛生士・歯科技工士の職業紹介等を行う普及啓発事業に対する支援や、在宅歯科医療に対応できる歯科衛生士を育成するための在宅歯科医療教育の実施に対する支援を行います。

➤ 在宅サービスの充実

医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型の在宅サービスの普及を図ります。

キーワード 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービス。

キーワード 看護小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービス。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
11	在宅歯科医療連携拠点運営事業(民間)	在宅歯科医療中央連携室を設置し、各種会議の開催、地域連携室の統括に関する業務等を実施します。 在宅歯科医療地域連携室を設置し、相談対応業務、在宅歯科医療に関するコーディネート、広報活動、講習会・研修会の開催、高度な歯科医療機器の貸出等を実施します。
12	「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備整備費補助(市町村・民間)	在宅歯科では対応できない歯科診療領域における、在宅要介護者等の患者の治療機会を提供するため、休日急患歯科診療所等が設置する「要介護・高齢者歯科」外来での継続治療に必要な施設・設備の整備に対して補助します。
13	訪問看護推進支援事業(県・民間)	今後の在宅医療の進展及び高度化、多様化する訪問看護のニーズに対応できる看護職員を育成するため、実態を調査・検討し、研修等を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
在宅医療体制構築事業(県・民間)	49	10

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
在宅歯科医療地域連携室の相談対応件数	4,961件	4,900件	4,900件	4,900件	4,900件

トピック 医療と介護の一体的な体制整備について

1 総合確保方針等

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針（平成26年9月告示）、医療計画作成指針（令和5年4月改正医政局長通知）及び介護保険事業計画基本指針（令和6年1月頃告示予定）において、県の「神奈川県保健医療計画（県医療計画）」並びに「かながわ高齢者保健福祉計画」及び市町村の介護保険事業計画（市町村計画）を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することが求められています。

2 協議の場

高齢化の影響による医療・介護需要の増は県・市町村でそれぞれ推計していますが、これに加えて、病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要について、協議の場で調整・協議を行いました。

県医療計画と本計画及び市町村計画の整合性を確保するための協議の場は、高齢者保健福祉圏域単位（≒二次保健医療圏単位）で設置されている「地域医療構想調整会議」を活用しました。

病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要（人/日）

患者数	令和7年（2025年）	
	在宅医療	介護保険施設
	1,150.66	798.80

3 神奈川県の医療・介護需要

県と市町村及び「協議の場」の調整結果に基づき、県医療計画における在宅医療の整備目標と市町村計画における介護保険施設等の整備目標をそれぞれ検討し、県医療計画、本計画及び市町村計画に反映しました。

※数値は、2025年の介護施設・在宅医療等の追加的需要の機械的試算（平成29年8月10日厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局介護保険計画課長、保険局医療介護連携政策課長通知）を使用しています。

【介護保険施設等の整備目標】

本計画及び市町村の介護保険事業計画においては、介護保険施設が受け皿になる分である上記2を特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院のサービス見込み量として計上していません。

主要施策3 地域での支え合いの推進

認知症の人や一人暮らしの高齢者が増加する中、誰もが地域において、いきいきと自立した生活が送れるよう、世代を超えたすべての地域住民、行政、関係機関が連携し、「ともに生き、支え合う社会づくり」を進める必要があります。

主要施策の方向

- ◇ 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 高齢・障害・子育て・生活困窮などの分野を超えて、当事者目線で必要な支援が行えるよう、地域住民や行政、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員など関係機関による地域づくりやネットワークづくりを進めます。
- ◇ コミュニティの再生・活性化を推進し、地域の特性を生かした支援が行えるよう、適切な福祉サービスを提供する人材、サービスとそれを必要とする人をつなぐ人材の育成に取り組みます。

構成施策① 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供

- 市町村は、保険者として、高齢者等にとって住み慣れた地域を日常生活圏域として設定した上で、介護保険サービスの供給見込量を算出し、適切な提供を行います。また、要介護者に対して、住み慣れた地域における生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の生活圏域内にサービス提供の拠点が確保される「地域密着型サービス」の提供を促進します。

構成施策② 住民参加による地域での支え合いの推進

▶ 地域での見守り活動の実施

一人暮らしの高齢者等の安否を確認するとともに、地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、市町村や地域包括支援センターをはじめ、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域住民等による見守り体制を充実します。

こうした支え合い活動による見守り体制を、認知症高齢者施策や災害時の支援活動等にもつなげ、高齢者が孤立しないコミュニティづくりを市町村や関係団体と連携して進めます。

▶ 介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援等の実施

要支援者に対する予防給付サービスである「介護予防・日常生活支援総合事業」により、市町村は地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、生活支援を含めた多様なサービスを提供することができます。高齢者も生活支援サービスの運営に支え手として参加することにより、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持していくことが期待されます。

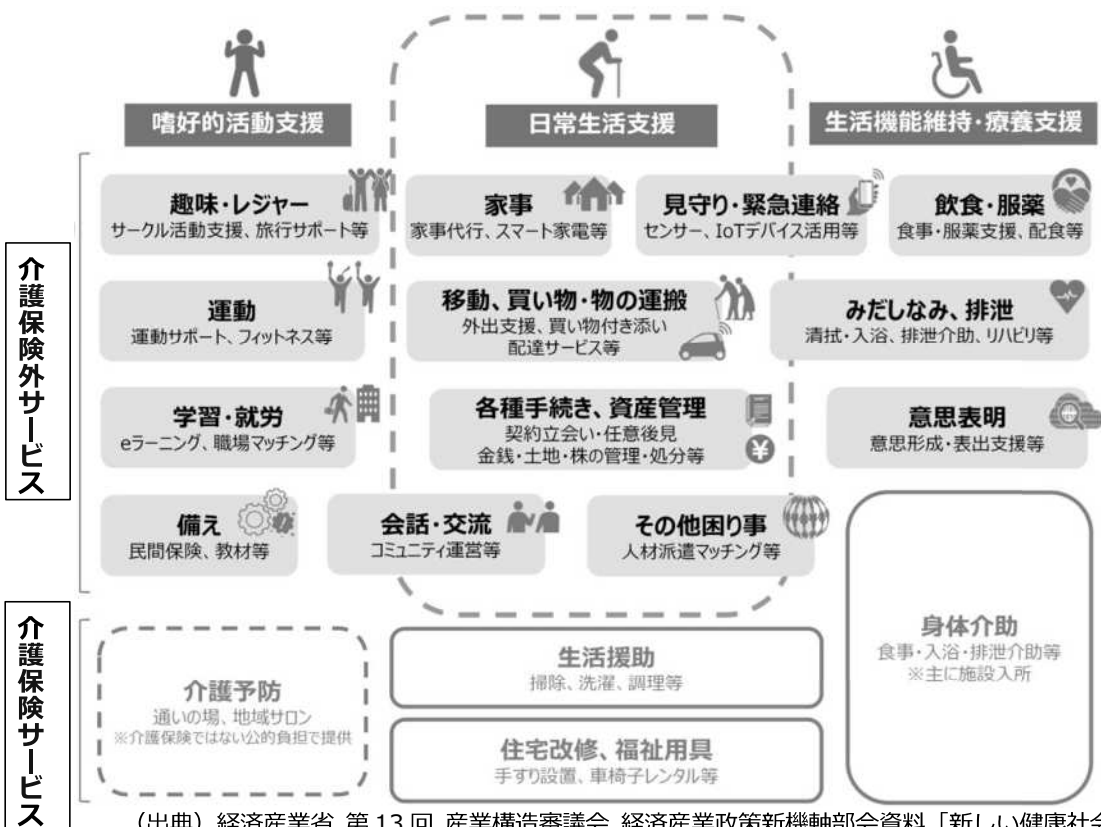
県は、人材育成や、地域ケア会議や地域支え合い体制づくりに向けてのアドバイザー派遣など、ともに考え課題に応じた市町村伴走支援を行います。

トピック 介護保険外サービス

公的な介護保険サービスに加えて、介護保険では提供できないサービスを提供する、民間の介護保険外サービスを利用することで、高齢者の生活をより豊かにすることや、ケアラー(家族介護者)の負担を軽減することなどが期待されます。

元気な高齢者やNPOなどが地域で行う支え合い活動も介護保険外サービスと捉えることもできます。

区分	目的	利用者	費用負担
介護保険サービス	最低限の生活支援	介護認定等を受けている	一部自己負担
介護保険外サービス	生活をより豊かにする	誰でも利用可能	全額自己負担



(出典) 経済産業省 第13回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会資料「新しい健康社会の実現」

【介護保険外サービスの例】

- 身寄りのない高齢者に対する日常生活の支援や入院・介護施設への入所時の身元保証、死後事務
- 同居する家族の援助となる調理、買い物、掃除などの家事代行
- 配食サービス ○介護タクシーによる移送サービス など

解説 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護

身寄りのない高齢者が病院に入院する際や介護施設等に入所する際の身元保証等の支援を、民間事業者が家族・親族に代わって行ういわゆる「身元保証等高齢者サポート事業」の需要が今後増加することが見込まれます。

身寄りのない高齢者が死後の事務を委任したりするなどサービス内容が多岐にわたり、かつ、契約内容が複雑で費用体系も明確ではないといった特徴から、消費者保護の必要性が高いものとなっています。また、現状では、事業者が提供するサービスについて直接規律・監督する法令・制度等はなく、監督官庁や事業者団体も存在しないため、利用者とのトラブルも発生していますが、対策が十分に講じられてきたとは言えない状況であり、消費者保護の必要性が高まっています。

消費者保護の推進や事業の健全な発展に必要な施策の検討に資するよう、総務省、厚生労働省、消費者庁及び法務省が連携して取り組んでいます。

(出典) 総務省 報道発表資料 (令和5年8月7日)

「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査 <結果に基づく通知>」

構成施策③ 地域で支えるための人材の育成と体制づくり

➤ 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉推進を目的とする団体として位置付けられており、神奈川県社会福祉協議会では、各種福祉人材の養成や無料職業紹介、ボランティア活動の振興、権利擁護の取組をはじめとした様々な活動を行っています。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会との協働・連携により、地域福祉の一層の推進を図ります。

➤ 地域福祉を推進する人材の活動支援・育成

市町村は、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成やサービスの開発、そのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を地域に配置するとともに、生活支援サービスを担う多様な主体で情報共有や連携・協働を進めるための協議体を設置します。

県では、高齢者支援だけではなく、地域の課題に寄り添った支え合い活動を支援するとともに、生活支援コーディネーター研修等による人材育成に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
14	民生委員・児童委員の活動支援(県・指定都市・中核市)	民生委員・児童委員を対象に、新任研修・会長部会長研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員活動の手引を作成しています。 また、民生委員・児童委員が行う一人暮らしの高齢者世帯等への訪問活動などに対し、支援します。
15	生活支援コーディネーター研修(県)	地域における生活支援サービスの充実に向けて、市町村に設置されている生活支援コーディネーターの業務に役立つ研修や、アドバイザー派遣による個別の伴走的支援等を実施します。
16	包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業(県)	市町村が包括的な支援体制を円滑に整備できるよう、また、体制整備に当たり重層的支援体制整備事業を活用する市町村が適切に事業を実施できるよう、市町村職員等を対象とした研修や連絡会を行うとともに、市町村ごとの実情に合わせ、専門職や先行自治体の職員等のアドバイザーを派遣し、体制整備に向けた技術的助言や支援を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
民生委員・児童委員1人あたりの住民に対する訪問回数	175.7回	190回	190回	190回	190回
生活支援コーディネーター研修の受講者数	435人	440人	455人	470人	485人
包括的な支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数			28市町村	31市町村	33市町村